

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除						
2	対象税目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">①</td> <td style="width: 100px;">政策評価の対象税目</td> <td>(国税)(法人税:義、所得税:外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>上記以外の税目</td> <td></td> </tr> </table>	①	政策評価の対象税目	(国税)(法人税:義、所得税:外)	②	上記以外の税目	
①	政策評価の対象税目	(国税)(法人税:義、所得税:外)						
②	上記以外の税目							
3	内容	<p>《制度の概要》</p> <p>○ 概要</p> <p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域(以下「航空機騒音障害区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買い入れることができる旨を規定している。このうち、航空機騒音障害区域に所在する土地が同条第2項の規定により国に買い取られる場合においては、かかる土地の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。</p> <p>○ 控除の内容</p> <p>航空機騒音障害区域に所在する土地が環境整備法第5条第2項の規定により国に買い取られる場合において、その年中の譲渡所得の金額から2,000万円(土地の譲渡に係る金額が2,000万円に満たない場合はその額)を控除することができるなどの特例措置である。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第34条、第65条の3、第68条の74</p>						
4	担当部局	防衛省地方協力局地域社会協力総括課						
5	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和3年8月</p> <p>分析対象期間: 平成28年度～令和2年度</p>						
6	創設年度及び改正経緯	昭和49年度創設						
7	適用期間	恒久措置						

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 航空機騒音障害区域からの移転を希望する所有者に対して建物等の移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 1 環境整備法第1条及び第5条 2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲ及びⅥの3 3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲの6の(3) (別紙第1参照)</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第154号。31. 3. 29)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標:</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出 ② 我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止 ③ 万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化 <p>政策分野: 我が国自身の防衛体制の強化(防衛力を支える要素) 施 策: 地域コミュニティとの連携</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、航空機騒音障害区域における移転の補償等を促進することで、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。</p>
9	有効性等	① 適用数	<p>○ 過去の実績:</p> <p>平成28年度 50件(個人) 平成29年度 63件(個人) 平成30年度 56件(個人) 令和 元年度 49件(個人:48件、法人:1件) 令和 2年度 74件(個人:73件、法人:1件)</p> <p>※算定根拠については別紙第2参照</p> <p>○ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用件数等を含んでおり、当該情報を用いる事ができない。データは防衛省地方協力局地域社会協力総括課で作成。</p> <p>○ 本租税特別措置の対象者は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者であることから、特定の者に偏るものではない。</p>

		②: 適用額	<p>○ 過去の実績:</p> <p>平成28年度 700百万円(個人)</p> <p>平成29年度 675百万円(個人)</p> <p>平成30年度 472百万円(個人)</p> <p>令和 元年度 536百万円(個人:532百万円、法人:4百万円)</p> <p>令和 2年度 846百万円(個人:830百万円、法人:16百万円)</p> <p>※1 算定根拠については別紙第2参照</p> <p>※2 データは防衛省地方協力局地域社会協力総括課で作成</p>
		③: 減収額	<p>○ 過去の実績:</p> <p>平成28年度 87百万円(個人)</p> <p>平成29年度 85百万円(個人)</p> <p>平成30年度 65百万円(個人)</p> <p>令和 元年度 68百万円(個人:67百万円、法人:1百万円)</p> <p>令和 2年度 116百万円(個人:112百万円、法人:4百万円)</p> <p>※1 算定根拠については別紙第2参照</p> <p>※2 データは防衛省地方協力局地域社会協力総括課で作成</p>
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>航空機騒音障害区域における対象建物約20,000戸に対し、これまで租税特別措置を活用して移転の促進を図ってきており、令和2年度末までに約8,600戸の移転等を実施した。</p> <p>このうち、前回政策評価を実施した平成28年度時点から令和2年度までに約320戸の移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。(別紙第3参照)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>平成28年度から令和元年度までに移転等を実施した者386名に対しアンケート調査を実施し、192名から回答があった(回収率約5割)。アンケート内で未記入者を除いた129名のうち115名(約9割)が「租税特別措置は効果的」と回答があったところである。</p> <p>本事業は、防衛という国民全体の利益のために航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施による生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であり、航空機騒音障害区域内に引き続き多くの建物等が所在しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためにも、移転補償等を促進する必要があることから、租税特別措置は必要不可欠であり継続が必要である。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本事業は、本租税特別措置により、国による移転の補償等を円滑に実施することができ、移転の補償等を促進するという目標が達成できた。これにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保に寄与することができ、本租税特別措置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本租税特別措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者の税負担を軽減するためのものであることから、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	なし。
11	有識者の見解	特に意見なし。
12	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年7月

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(抄)

(昭和49年法律第101号)

(目的)

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(移転の補償等)

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 (略)

2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱(抄)

平成30年12月18日
国家安全保障会議決定
閣 議 決 定

III 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸として、各国との協力関係の拡大・深化を進めてきた。また、この際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守ってきた。

今後とも、我が国は、こうした基本方針等の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。その上で、我が国は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の中でも、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならない。このため、我が国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示した上で、これまで以上に多様な取組を積極的かつ戦略的に推進していく。

VI 防衛力を支える要素

防衛力がその真価を発揮するためには、平素から絶えずその能力を維持・向上させるとともに、国民の幅広い理解を得ることが必要である。

3 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の

多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(抄)

平成30年12月18日
国家安全保障会議決定
閣議決定

Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

6 防衛力の能力発揮のための基盤

(3) 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成28年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	50 件	50 件+0 件	②+③
② 所得税	50 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	0 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
④ 適用額	700 百万円	700 百万円+0 円	⑤+⑥
⑤ 所得税	700 百万円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑥ 法人税	0 円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑦ 減収額	87 百万円	87 百万円+0 円	⑧+⑨
⑧ 所得税	87 百万円	20 百万円(譲渡所得が 20 百万円に満たない時はその額)×15%	⑤×税率
⑨ 法人税	0 円		

○平成29年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	63 件	63 件+0 件	②+③
② 所得税	63 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	0 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
④ 適用額	675 百万円	675 百万円+0 円	⑤+⑥
⑤ 所得税	675 百万円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑥ 法人税	0 円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑦ 減収額	85 百万円	85 百万円+0 円	⑧+⑨
⑧ 所得税	85 百万円	20 百万円(譲渡所得が 20 百万円に満たない時はその額)×15%	⑤×税率
⑨ 法人税	0 円		

○平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	56 件	56 件+0 件	②+③
② 所得税	56 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	0 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
④ 適用額	472 百万円	472 百万円+0 円	⑤+⑥
⑤ 所得税	472 百万円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑥ 法人税	0 百万円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑦ 減収額	65 百万円	65 百万円+0 円	⑧+⑨
⑧ 所得税	65 百万円	20 百万円(譲渡所得が 20 百万円に満たない時はその額)×15%	⑤×税率
⑨ 法人税	0 円		

○令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	49 件	48 件+1 件	②+③
② 所得税	48 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	1 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
④ 適用額	536 百万円	532 百万円+4 百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	532 百万円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑥ 法人税	4 百万円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑦ 減収額	68 百万円	67 百万円+1 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	67 百万円	20 百万円(譲渡所得が 20 百万円に満たない時はその額)×15%	⑤×税率
⑨ 法人税	1 百万円		⑥×税率

○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	74 件	73 件+1 件	②+③
② 所得税	73 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
③ 法人税	1 件	移転措置実績から対象となり得る者を抽出	
④ 適用額	846 百万円	830 百万円+16 百万円	⑤+⑥
⑤ 所得税	830 百万円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑥ 法人税	16 百万円	譲渡所得となり得る額を算出	
⑦ 減収額	116 百万円	112 百万円+4 百万円	⑧+⑨
⑧ 所得税	112 百万円	20 百万円(譲渡所得が 20 百万円に満たない時はその額)×15%	⑤×税率
⑨ 法人税	4 百万円		⑥×税率

計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

○移転等の実績

	平成27年度ま で	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
移転実施戸数	8,276戸	69戸	67戸	50戸	51戸	79戸	8,592戸